

(9) 低開発地域工業開発地区における工業用機械等に係る特例措置の延長

低開発地域等における工場の誘致育成を促進し、中小工業拠点を育成することにより、地方における雇用の拡大、地域間の経済格差の縮小を図り、国土の均衡ある発展を図るため、低開発地域工業開発地区における特例措置の適用期限を延長する。

○所得税、法人税：製造の事業の用に供する設備の新設又は増設した場合の特別償却（取得価額2,500万円超）

機械・装置 10/100

建物・付属施設 5/100

○特別土地保有税：非課税（製造の事業の用に供する設備（取得価額2,900万円超））

(10) 水源地域に立地する製造業及び旅館業の敷地にかかる特別土地保有税の非課税措置の延長

水源地域対策特別措置法による水源地域の整備を図るとともに、産業振興により水源地域の活性化を図るため、特別土地保有税の非課税措置の適用期限を延長する。

○特別土地保有税：非課税（製造の事業の用に供する設備、宿泊施設（取得価額2,700万円超））

(11) バス運行対策費補助金を受けて取得する乗合バス車両に係る特例措置の延長

過疎地におけるバス交通を維持するため、バス運行対策費補助金を受けて取得する乗合バス車両に係る特例措置の適用期限を延長する。

○自動車取得税：非課税